

平成31年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（9名）

2番	與	國	洋	3番	松	尾	正	貴	
4番	吉	永	直	子	5番	江	頭	大	助
6番	中	原	智	昭	7番	岩	淵	穰	
8番	若	杉	優	9番	壽	福	正	勝	
10番	野	口	明	美					

2. 欠席議員（1名）

1番 白水勝己

3. 説明のために出席した者の職氏名（11名）

企業長	武末茂喜	副企業長	井上澄和
参与	八尋博基	参与	後藤俊介
局長	櫻井隆司	総務課長	山崎巖
浄水課長	重松岩敏	施設課長	平山幸生
料金課長	中島勝己	水源対策課長	安藤敏洋
建設課長	藤野哲		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川誠治	書記	糸山明宏
書記	飛永勝次		

5. 議事日程第2号

日程第1 議案第1号から議案第4号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第1号 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第4号 平成31年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について

開会 14時00分

○中原議長 皆さんこんにちは。

本日は、白水議員から欠席の届け出がござっております。

定例会に先立ちまして、次回定例会の日程を配付させていただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

今次定例会に一般質問の通告はあっておりません。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、これより質疑に入ります。

議案第1号から議案第4号を一括議題とします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 質疑なしと認めます。

これで議案第1号から議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号を議題といたします。

討論はございませんか。

4番吉永議員。

○吉永議員 4番吉永直子です。議案第1号水道料金改定について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、消費税10%増税に伴う水道料金の値上げとなるものです。

今、市民の暮らしは本当に厳しくなっています。実質賃金はマイナスが続き、年金引き下げ、生活保護費の削減など、収入は減る一方で、物価は上がり、介護保険料や国保税の相次ぐ値上げ、医療費窓口負担も増え、その上の消費税増税です。消費税は、どんなに厳しい生活を送っている人でも一律に負担を強いられる最悪の不公正税制です。ここ春日那珂川水道企業団においても、昨日の説明で料金未納などによる給水停止件数が毎月300件から400件あるということもわかりました。そして、市民に転嫁される消費税は、年間3,300万円にもなります。苦しい生活を余儀なくされている住民に消費税増税をストレートに転嫁すれば、さらなる窮地へと追い込むことになってしまいます。

水は、国民の命に直接かかわる最も重要なインフラです。1957年に施行された水道法は、憲法25条、生存権の保障を具体化するもので、公共の福祉の増進を目的とする水道事業の位置づけを行いました。地方公共団体の役割は、住民の命と暮らしを守ることです。

国で決まった消費税増税といえども、市民の暮らしの現状を認識すれば、負担を増やすべきではありません。福岡県は、全国平均を上回る水道料金です。消費税増税分を転嫁しても、せめて全国平均並みの水道料金になるよう、マイナス料金改定をし、市民の負担増を抑えるべきです。

よって、水道料金値上げとなるこの議案に反対をいたします。

○中原議長 吉永議員の討論が終わりました。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中原議長 討論なしと認めます。

次に、議案第2号を議題といたします。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中原議長 討論なしと認めます。

次に、議案第3号を議題といたします。

討論はございませんか。

4番吉永議員。

○吉永議員 4番吉永直子です。議案第3号について反対討論を行います。

新たな水源確保策である猿山川から取水するための取水施設等築造工事関連で、合計2億1,553万4,000円の債務負担行為が計上されています。猿山川に取水口を設置し、パイプで埋金浄水場に送るということです。猿山川の水は那珂川に流れ込むわけですから、計測された取水できる流量を、那珂川に設置されている取水口、東隈浄水場で取水すれば、何もコストはかかりません。施設維持のランニングコストも発生しますし、大きな財政負担となる新たな取水施設をつくる必要はないと考えます。昨日の考案で、東隈から取水できないかという協議は福岡県とはしていないということでしたが、協議をしない理由が理解できません。

福岡県がつい先日出した福岡県水道ビジョンの骨子を紹介します。今日の人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、深刻化する人材不足等のさまざまな課題を捉え、水道の目指すべき方向性や方策を示しています。特に有効方策として、広域的な連携を推進するとし、施設の共同化などを含めた事業の効率化が示されています。

春日那珂川水道企業団が新たな取水施設をつくるというのは、この県の指針に逆行するものではないでしょうか。将来的なことも考えれば、那珂川に流れ込んだ猿山川の水を既

存の取水施設から取水することを福岡県が拒む合理的な理由は考えられません。多額の財政負担で施設をつくるのではなく、まずは福岡県と協議をするべきです。

以上により、私の反対討論といたします。

○中原議長 吉永議員の討論が終わりました。

ほかにございませんでしょうか。

7 番岩淵議員。

○岩淵議員 7 番、春日市選出の岩淵穰です。第 3 号議案、第 4 号議案の新たな水源開発に係る予算について、賛成の立場から討論をいたします。

恒久水源対策が進み始めた当初から、費用のかからない那珂川本川からの取水はできないのかと、私も考えていました。那珂川本川の河川管理者は福岡県であり、また基準にのっとり水利権を取得するには、最低10年の流量観測が必要であるとも聞いております。仮に、10年間計測したからといって、10年後許可がいただけるといった保証はなく、さらに下流利水者の理解を得る必要があります、これについてもかなりハードルが高いものと判断しております。

よって、本川からの取水を断念せざるを得なかったことは、十分に理解できます。今までの議会の中でもそのような説明は執行部からいただき、やはり現在の方策が最善と考えていました。議論を重ねてこられた議員の皆様方も、私と同じ認識をお持ちのことと思います。

企業団では、平成32年3月までに恒久水源を確保すべく、あらゆる策を検証し、最終的に普通河川からの取水を見出し、水源確保に奔走し、地元関係者との折衝を重ね、最近やっとのことで同意をいただき、ようやく設計、施工を行う段階に来ております。

これらの状況から、現在進められている策は最良の恒久水源確保策と認識しておりますので、補正予算、当初予算の賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○中原議長 岩淵議員の討論が終わりました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 討論なしと認めます。

議案第 4 号を議題といたします。

討論はございませんでしょうか。

4 番吉永議員。

○吉永議員 4 番吉永直子です。議案第 4 号平成31年度当初予算については、議案第 1 号料金

改定、議案第3号の猿山川取水施設関連の債務負担行為が含まれているため、同じ理由にて反対をいたします。

○中原議長 吉永議員の討論が終わりました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 討論なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第4号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号平成31年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成31年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 14時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年2月15日

春日那珂川水道企業団議会議長 中原 智 昭

3番 松 尾 正 貴

4番 吉 永 直 子